

【機関等名】

国立公文書館

アジア歴史資料センター

【所在地等】

国立公文書館

郵便番号 102-0091

所在地 千代田区北の丸公園3-2

T E L 03-3214-0621

F A X 03-3212-8806

U R L <http://www.archives.go.jp/>

アジア歴史資料センター

郵便番号 102-0093

所在地 千代田区平河町2-1-2 住友半蔵門ビル別館4階

T E L 03-3556-8801

F A X 03-3261-1521

U R L <http://www.jacar.go.jp/>

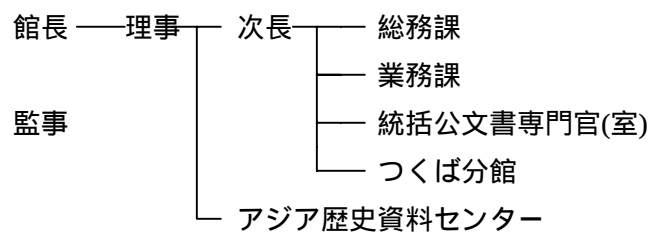
【設置根拠】

国立公文書館法（平成11年6月23日法律第79号）

【所掌事務】

- (1) 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること
- (2) 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（以下「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと
- (3) 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと
- (4) 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと
- (5) 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと
- (6) (1)～(5)に附随する業務を行うこと

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0 3 - 3 2 1 4 - 0 6 2 1

F A X 0 3 - 3 2 1 2 - 8 8 0 6

【機関等名】

駐留軍等労働者労務管理機構 本部

駐留軍等労働者労務管理機構 横田支部

【所在地等】

(本部)

郵便番号 105 - 6215

所在地 港区愛宕2—5—1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー - 15階

電話番号 03 - 5425 - 3169

F A X 03 - 5425 - 3157

U R L <http://www.lmo.go.jp/>

(横田支部)

郵便番号 196 - 0014

所在地 昭島市田中町568 - 1 昭島昭和第2ビル 4階

電話番号 042 - 542 - 7660

F A X 042 - 542 - 7667

U R L <http://www.lmo.go.jp/>

【設置根拠】

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成11年12月22日法律第217号）

【管轄区域】

(横田支部)

東京都、埼玉県

【所掌事務】

(1) 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施（次に掲げるものを除く。）に関する業務を行うこと。

イ 労働契約の締結

ロ 昇格その他の人事の決定

(2) 駐留軍等労働者の給与の支給（次に掲げるものを除く。）に関する業務を行うこと。

イ 額の決定

ロ 給与の支払

(3) 駐留軍等労働者の福利厚生の実施（次に掲げるものを除く。）に関する業務を

行うこと。

イ 法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができな
とされる事項

ロ 宿舍に供される行政財産の管理

ハ 表彰（永年勤続に係るものに限る。）

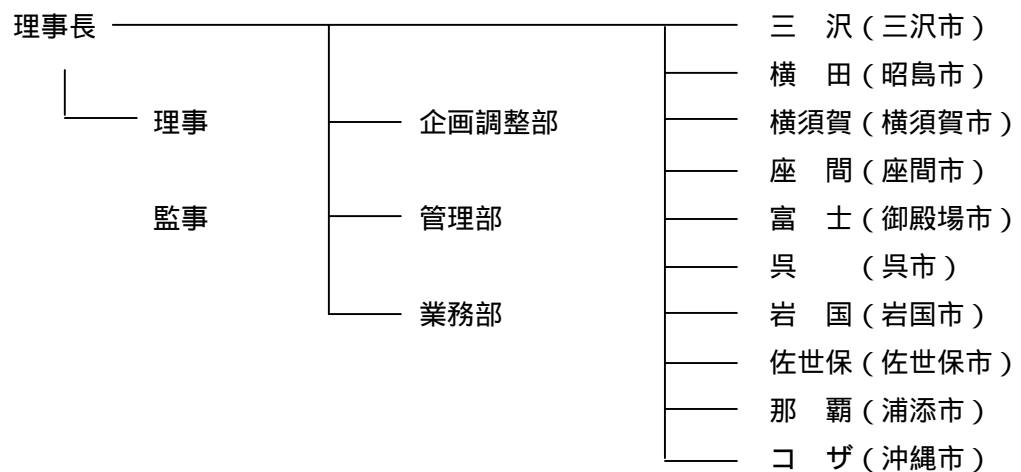
（４） 上記の業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、（１）から（４）までの業務のほか、（１）から（４）までの業務の遂
行に支障のない範囲内で、国の委託に基づき、３のイからハまでに掲げる業務の一
部を行うことができる。

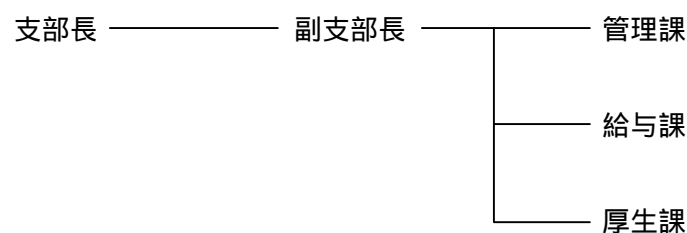
（５） 機構は、このほか、（１）から（４）までの業務の遂行に支障のない範囲内で、
国の委託に基づき、駐留軍関係離職者等臨時措置法第１０条第３項の規定による特
別の措置及び同法第１５条第１項の規定による特別給付金の支給に関する業務の一
部を行うことができる。

【組織】

（本部）



（横田支部）



【情報開示請求窓口】

(本部)

担当部署 本部広報広聴役情報公開窓口

T E L 03 - 5425 - 3176

F A X 03 - 5425 - 3157

(横田支部)

担当部署 横田支部管理課情報公開窓口

T E L 042 - 542 - 7660

F A X 042 - 542 - 7667

【機関等名】

通信総合研究所

【所在地等】

郵便番号 184 - 8795

所在地 小金井市貫井北町4 - 2 - 1

T E L 042 - 327 - 7429

F A X 042 - 327 - 7589

U R L <http://www.crl.go.jp>

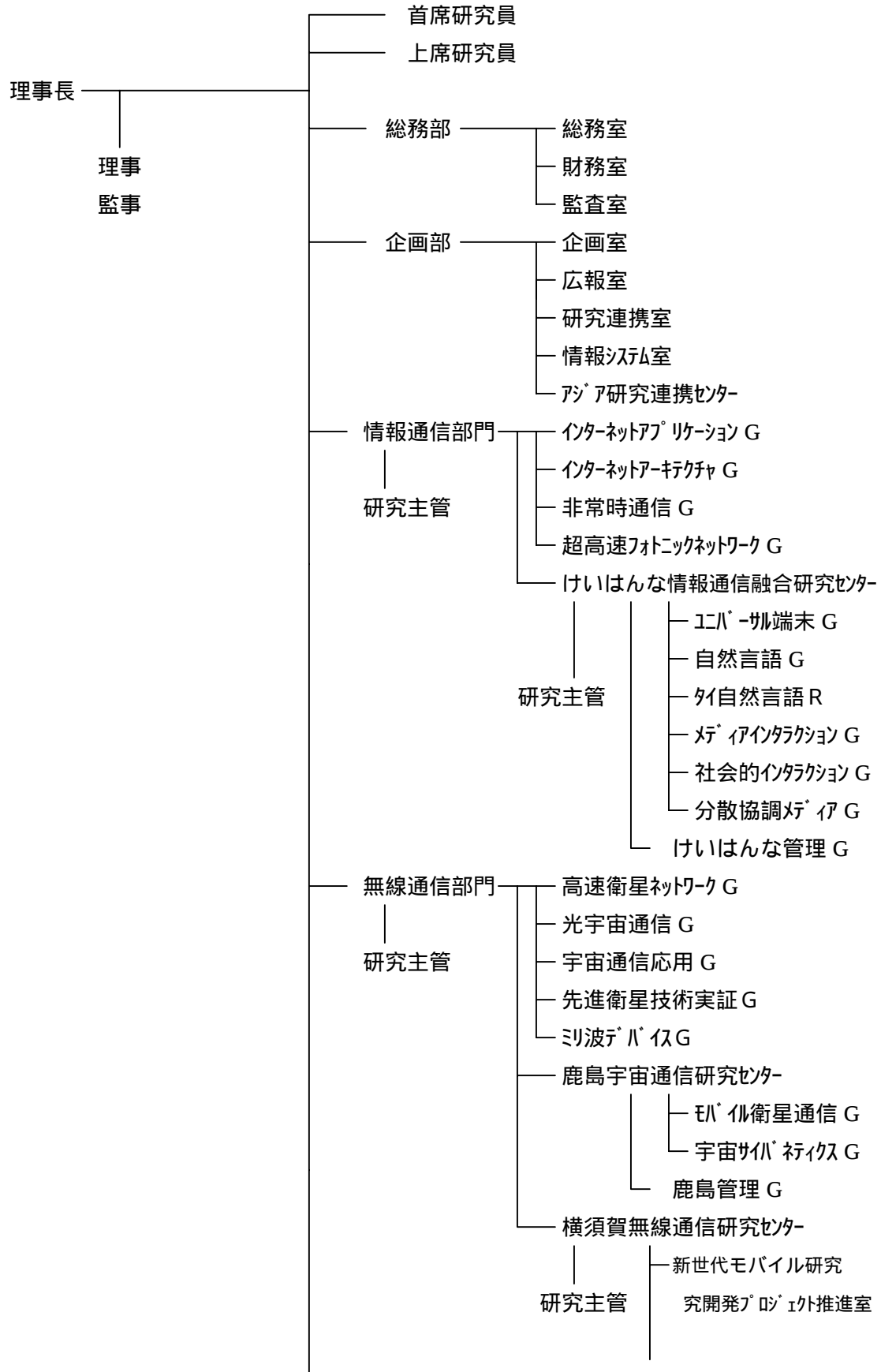
【設置根拠】

独立行政法人通信総合研究所法（平成11年12月22日法律第162号）

【所掌事務】

- (1) 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。
- (2) 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るものを行うこと。
- (3) 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。
- (4) 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。
- (5) 無線設備（高周波利用設備を含む。）の機器の試験及び較正を行うこと。
- (6) (3) から(5) に掲げる業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。
- (7) (1) 、(2) 及び(6) に掲げる業務に係る成果の普及を行うこと。
- (8) (1) から(7) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】





(注) G はグループを示す。
R はファミリーを示す。

【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務室

T E L 0 4 2 - 3 2 7 - 6 6 7 7

F A X 0 4 2 - 3 2 7 - 7 5 8 9

【機関等名】

消防研究所

【所在地等】

郵便番号 181 - 8633

所在地 三鷹市中原3 - 14 - 1

T E L 0422 - 44 - 8331

F A X 0422 - 76 - 1545

U R L <http://www.fri.go.jp/>

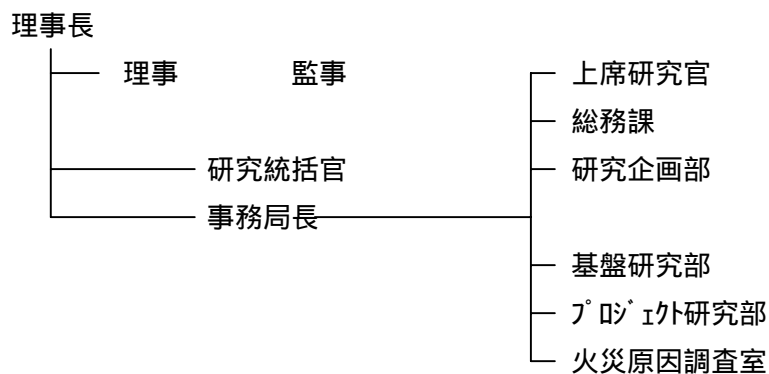
【設置根拠】

独立行政法人消防研究所法（平成11年12月22日法律第163号）

【所掌事務】

- （1）消防の科学技術に関する研究、調査及び試験を行うこと。
- （2）（1）の業務に係る成果を普及すること。
- （3）消防の科学技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- （4）（1）～（3）の業務に附帯する業務を行うこと。
- （5）消防法第21条の11第1項 後段の規定により同法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等についての試験又は同条第3項 に規定する個別検定を行うこと。
- （6）消防法第35条の3の3第1項 の規定により火災の原因の調査を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0422 - 44 - 8331

F A X 0422 - 76 - 1545

【機関名等】

統計センター

【所在地等】

郵便番号 1 6 2 - 8 6 6 8

所在地 新宿区若松町 1 9 - 1

T E L 0 3 - 5 2 7 3 - 1 2 0 0 (代表番号)

F A X 0 3 - 5 2 7 3 - 1 2 9 0

U R L <http://www.nstac.go.jp/>

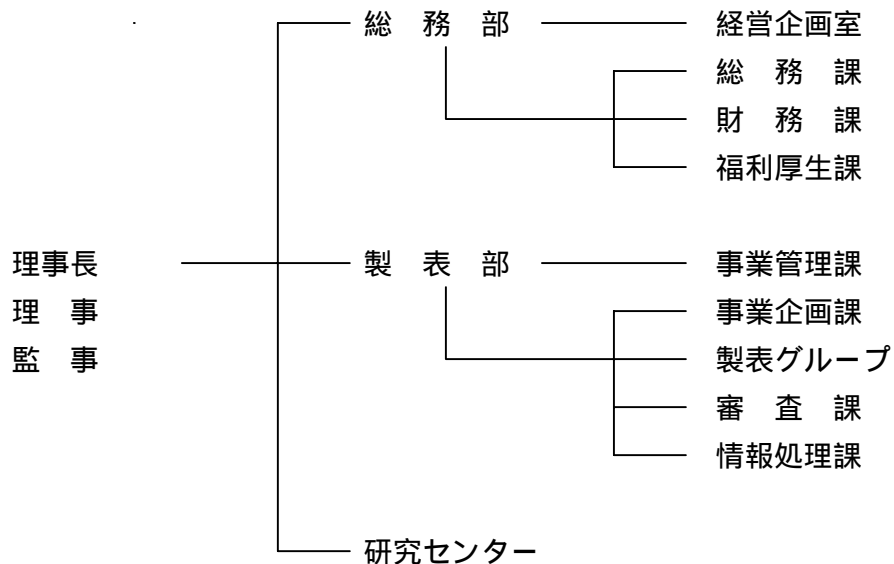
【設置根拠】

独立行政法人統計センター法 (平成 1 1 年 1 2 月 2 2 日法律第 2 1 9 号)

【所掌事務】

- (1) 国勢調査等の製表を行うこと。
- (2) 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。
- (3) 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。
- (4) 前記 (1) から (3) に掲げる業務に必要な技術の研究を行うこと。
- (5) 前記 (1) から (4) に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0 3 - 5 2 7 3 - 1 2 1 1

F A X 0 3 - 5 2 7 3 - 1 2 9 0

【機関等名】

酒類総合研究所東京事務所

【所在地等】

郵便番号 114 - 0023

所在地 北区滝野川2 - 6 - 30

T E L 03 - 3910 - 6237

F A X 03 - 3910 - 6236

U R L <http://www.nrib.go.jp/>

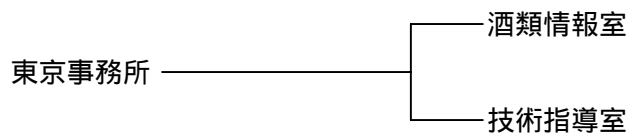
【設置根拠】

独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年12月22日法律第164号）

【所掌事務】

- （1）酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- （2）酒類及び酒類業に関する調査を行うこと。
- （3）中央省庁及び業界との連絡調整を行うこと。
- （4）酒類の高度な分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）を行うこと。
- （5）清酒製造場の従業員及び酒類流通業者に対する講習を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 東京事務所情報公開窓口

T E L 03 - 3910 - 6237

F A X 03 - 3910 - 6236

【機関等名】

造幣局東京支局

【所在地等】

郵便番号 170 - 0013

住 所 豊島区東池袋4 - 42 - 1

T E L 03 - 3987 - 3132

F A X 03 - 3981 - 9533

U R L <http://www.mint.go.jp/>

【設置根拠】

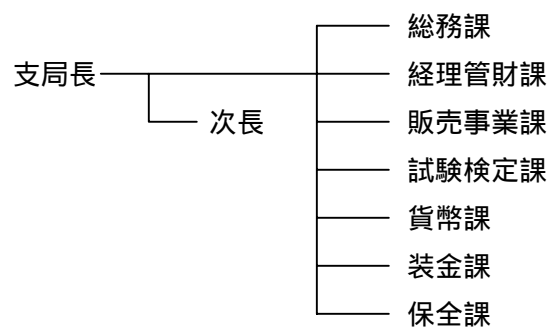
独立行政法人造幣局法（平成14年5月10日法律第40号）

【所掌事務】

- （1）貨幣の製造、販売及び鑄つぶしを行うこと。
- （2）貨幣回収準備資金に関する法律（平成14年法律第42号）第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。
- （3）貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。
- （4）勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。
- （5）公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。
- （6）貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。
- （7）前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
- （8）前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

造幣局は、上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。
- （9）外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（以下この号において「外国政府等」という。）の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鑄つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。
- （10）前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課文書係

T E L 0 3 (3 9 8 7) 3 5 2 1

F A X 0 3 (3 9 8 1) 9 5 3 3

【機関等名】

国立印刷局

【所在地等】

郵便番号 105 - 8445

所在地 港区虎ノ門2 - 2 - 4

T E L 03 - 3582 - 4411

U R L <http://www.npb.go.jp/>

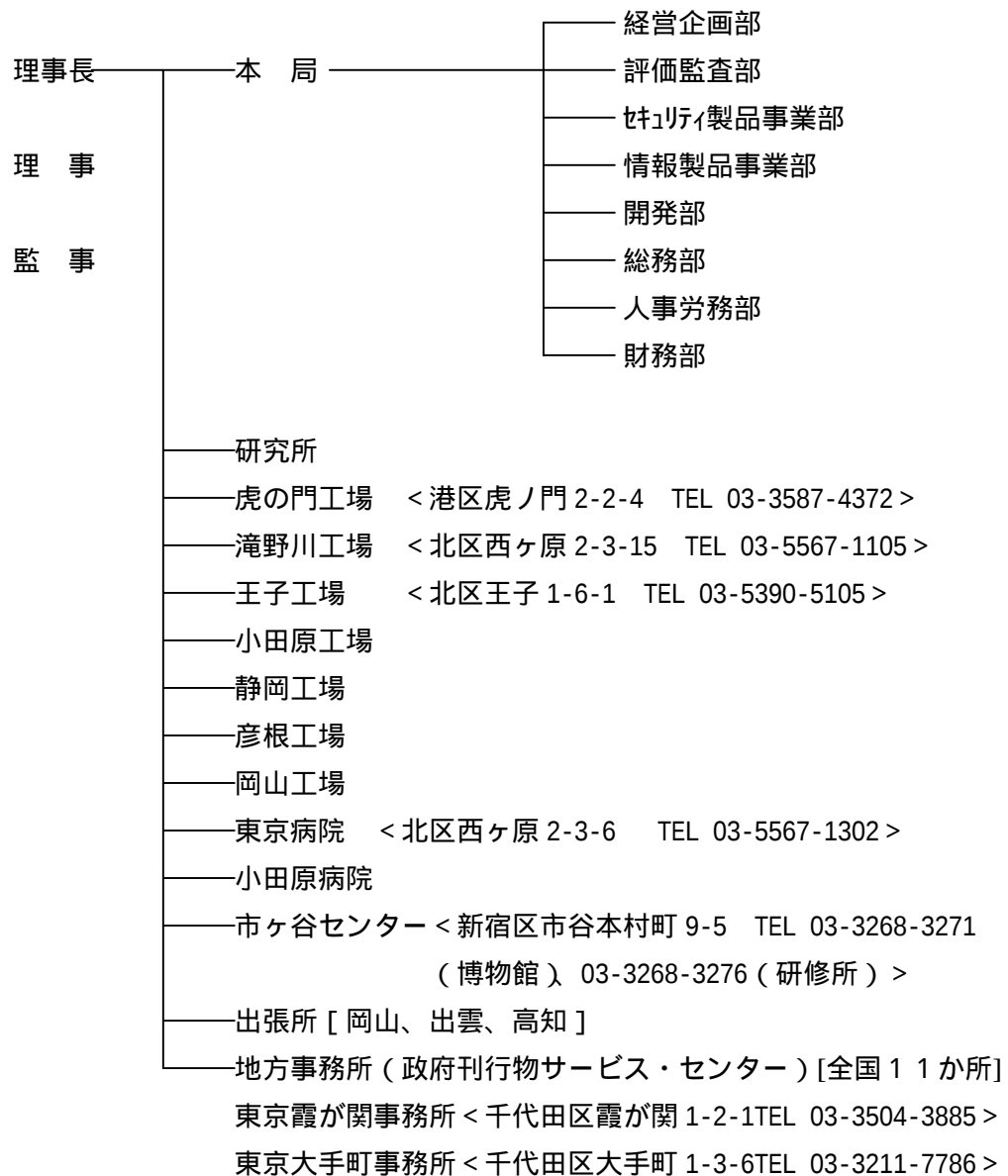
【設置根拠】

独立行政法人国立印刷局法（平成14年5月10日法律第41号）

【所掌事務】

- (1) 銀行券の製造を行うこと。
- (2) 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。
- (4) 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。
- (5) 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。
- (6) (1)から(5)の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
- (7) (1)から(6)の業務に附帯する業務を行うこと。
- (8) 印刷局は、(1)から(7)の業務のほか、すき入紙製造取締法第2項の規定に基づき、同項の調査を行う。
- (9) 印刷局は、(1)から(8)の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。
 - イ 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの（外国政府等）の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷を行うこと。
 - ロ イの業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 本局総務部法務室

T E L 0 3 - 3 5 8 7 - 4 2 0 1

【機関等名】

大学入試センター

【所在地等】

郵便番号 153 - 8501

所在地 目黒区駒場2 - 19 - 23

T E L 03 - 3468 - 3311

F A X 03 - 5478 - 1290 (総務課)

U R L <http://www.dnc.ac.jp/>

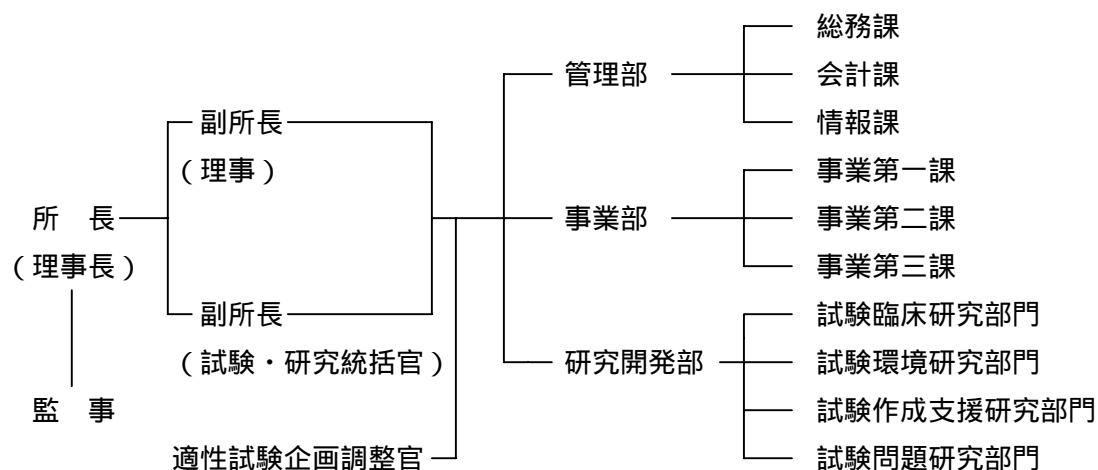
【設置根拠】

独立行政法人大学入試センター法（平成11年12月22日法律第166号）

【所掌事務】

- (1) 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。
- (2) 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。
- (4) (1) から (3) の業務に附帯する業務を行うこと。
- (5) 上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は民法第34条の法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0 3 - 5 4 7 8 - 1 2 1 3

F A X 0 3 - 5 4 7 8 - 1 2 9 0

【機関等名】

国立オリンピック記念青少年総合センター

【所在地等】

郵便番号 151-0052

所在地 渋谷区代々木神園町3-1

T E L 03-3467-7201（代表）

F A X 03-3466-7010

U R L <http://www.nyc.go.jp/>

【設置根拠】

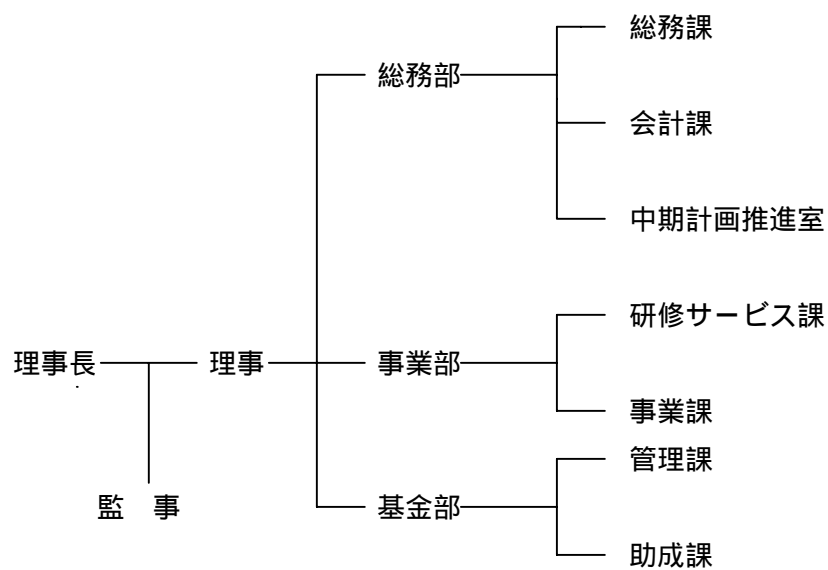
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法（平成11年12月22日法律第167号）

【所掌事務】

- (1) 青少年教育関係者等に対する研修のための施設を設置すること。
- (2) (1)の施設において青少年教育関係者等に対する研修を行うこと。
- (3) (1)の施設を青少年教育関係者等に対する研修のための利用に供すること。
- (4) 青少年教育関係者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- (5) 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。
- (6) 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- (7) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
 - ・ 青少年のうちおおむね18歳以下の者（以下において「子ども」という。）の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動
 - ・ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動
 - ・ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発
- (8) (1)から(7)の業務に附帯する業務を行うこと。

センターは、上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、上記(1)の施設を一般の利用に供することができる。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課 情報化推進係

T E L 03 - 3467 - 7201 (内線 2060)

F A X 03 - 3466 - 7010

【機関等名】

国立国語研究所

【所在地等】

郵便番号 115 - 8620

所在地 北区西が丘3 - 9 - 14

T E L 03 - 3900 - 3111

F A X 03 - 3906 - 3530

U R L <http://www.kokken.go.jp>

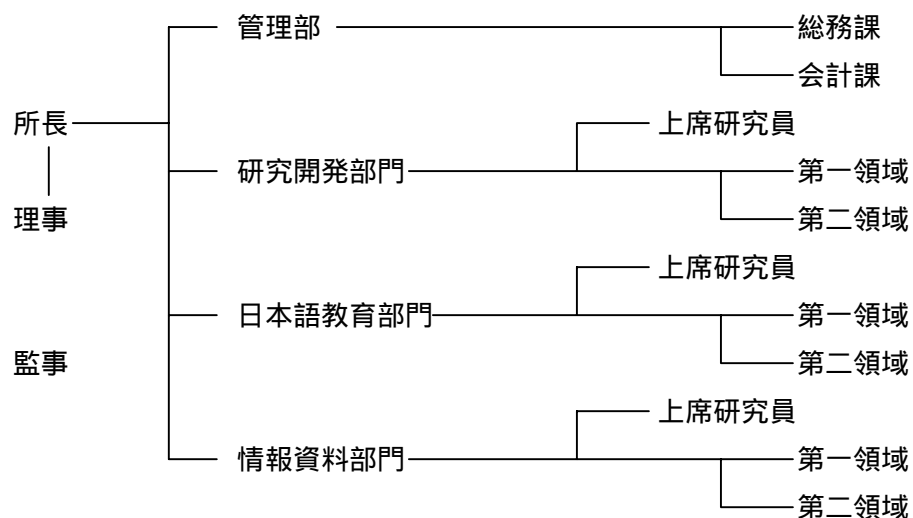
【設置根拠】

独立行政法人国立国語研究所法（平成11年12月22日法律第171号）

【所掌事務】

- （1）国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。
- （2）（1）の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- （3）国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- （4）外国人に対する日本語教育に従事する者及び従事しようとする者に対する研修を行うこと。
- （5）上記（1）から（4）の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織図】



【情報開示請求窓口】

担当部署 管理部総務課

T E L 0 3 - 5 9 9 3 - 7 6 0 3

F A X 0 3 - 5 9 9 3 - 7 6 1 7

【その他】

平成 1 6 年度末に東京都立川市に移転予定

【機関等名】

国立科学博物館

【所在地等】

(上野本館)

郵便番号 110 - 8718

所在地 台東区上野公園 7 - 20

T E L 03 - 3822 - 0111 (月 ~ 金)

03 - 3822 - 0114 (土、日、祝)

F A X 03 - 5814 - 9897

U R L <http://www.kahaku.go.jp/>

(新宿分館)

郵便番号 169 - 0073

所在地 新宿区百人町 3 - 23 - 1

T E L 03 - 3364 - 2311

F A X 03 - 3364 - 7104

(附属自然教育園)

郵便番号 108 - 0071

所在地 港区白金台 5 - 21 - 5

T E L 03 - 3441 - 7176

F A X 03 - 3441 - 7102

(産業技術史資料情報センター)

郵便番号 103 - 0022

所在地 中央区日本橋室町 2 - 3 - 16 三井 6 号館 3 階 303 号室

【設置根拠】

独立行政法人国立科学博物館法 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 172 号)

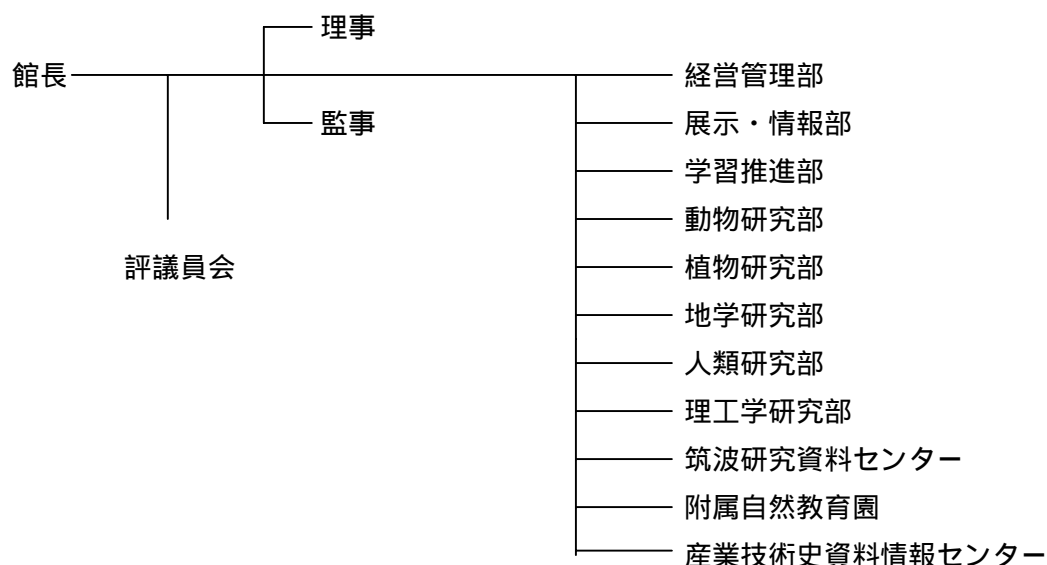
【所掌事務】

(1) 博物館を設置すること。

(2) 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。

- (3) 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究((2)に掲げるものを除く。)を行うこと。
- (4) (3)の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- (5) (1)の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- (6) (3)及び(4)の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。
- (7) (3)及び(4)の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (8) 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。
- (9) 上記の(1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署	経営管理部総務課総務係
T E L	0 3 - 3 8 2 2 - 0 1 1 1
F A X	0 3 - 5 8 1 4 - 9 8 9 7

【機関等名】

物質・材料研究機構（目黒地区）

【所在地等】

郵便番号 153 - 0061

所在地 目黒区中目黒2 - 2 - 54

T E L 03 - 3719 - 2727

F A X 03 - 3719 - 2177

U R L <http://www.nims.go.jp/nims/>

【設置根拠】

独立行政法人物質・材料研究機構法（平成11年12月22日法律第173号）

【所掌業務】

- （1）物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- （2）（1）に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- （3）機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- （4）物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- （5）（1）から（4）の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】

材料基盤情報ステーション	目黒業務室
（つくば市）	クリープ研究グループ
	材料データベース研究グループ

エコマテリアル研究センター ————— 目黒分室
（つくば市）

【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課文書係（つくば地区）

T E L 029 - 859 - 2000

F A X 029 - 859 - 2029

【機関等名】

航空宇宙技術研究所

【所在地等】

郵便番号 182-8522

所在地 調布市深大寺東町7-44-1

TEL 0422-40-3000

F A X 0 4 2 2 - 4 0 - 3 0 3 6

U R L <http://www.nal.go.jp/>

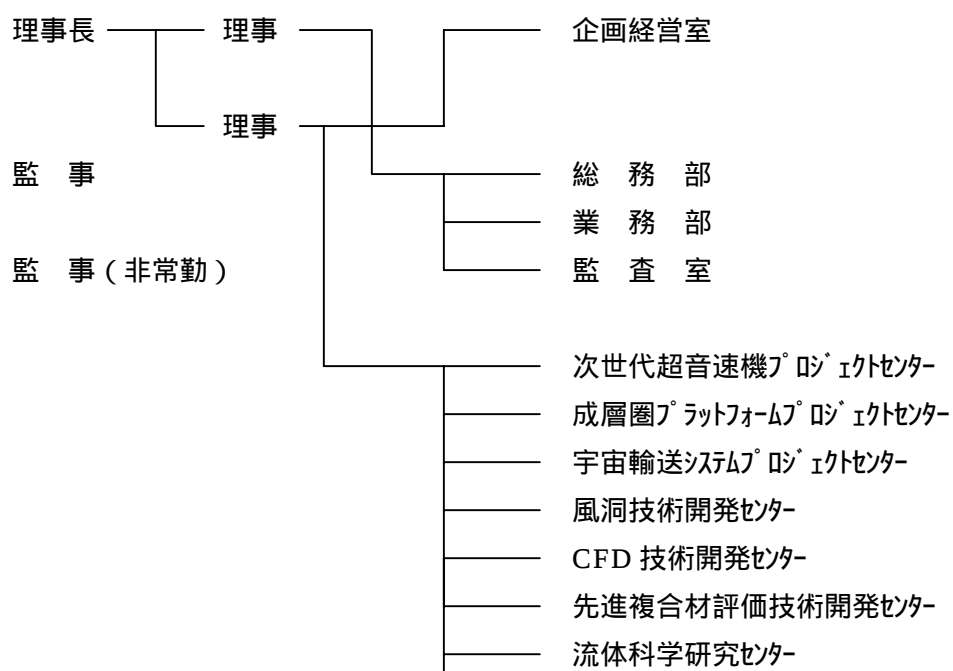
【設置根拠】

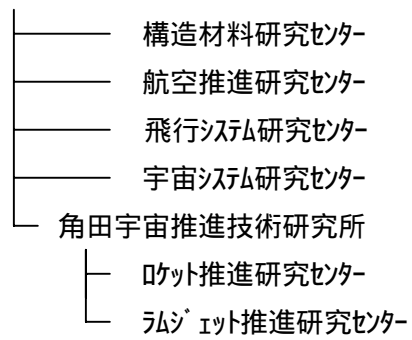
独立行政法人航空宇宙技術研究所法（平成11年12月22日法律第175号）

(所掌事務)

- (1) 航空宇宙科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (3) 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。
- (4) 航空宇宙科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- (5) (1)から(4)の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課

T E L 0 4 2 2 - 4 0 - 3 0 0 0

F A X 0 4 2 2 - 4 0 - 3 0 3 6

【その他】

平成15年10月1日、宇宙科学研究所、宇宙開発事業団と統合し、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が発足の予定。

【機関等名】

国立美術館本部

- ・東京国立近代美術館
- ・国立西洋美術館
- ・新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）設立準備室

【所在地】

国立美術館本部、東京国立近代美術館

郵便番号 102 - 8322

所在地 千代田区北の丸公園3—1

T E L 03 - 3214 - 2561

F A X 03 - 3214 - 2577

U R L <http://www.momat.go.jp/IAINMoA/>（本部）

<http://www.momat.go.jp>（東京国立近代美術館）

国立西洋美術館

郵便番号 110 - 0007

所在地 台東区上野公園7 - 7

T E L 03 - 3828 - 5131

F A X 03 - 3828 - 5135

U R L <http://www.nmwa.go.jp/>

新国立美術展示施設（ナショナル・ギャラリー）（仮称）設立準備室

郵便番号 104 - 0031

所在地 中央区京橋3 - 7 - 6（フィルムセンター内）

T E L 03 - 3561 - 0961

F A X 03 - 3561 - 0960

【設置根拠】

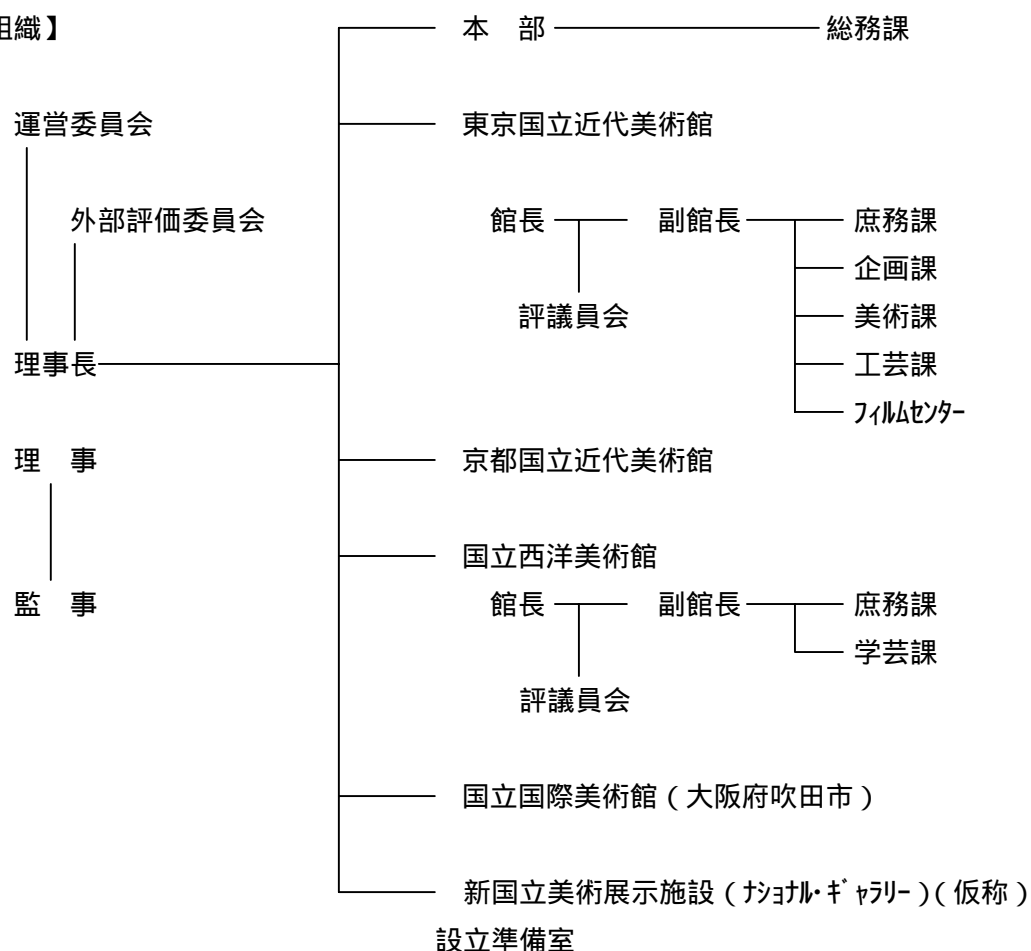
独立行政法人国立美術館法（平成11年12月22日法律第177号）

【所掌事務】

- （1）美術館を設置すること。
- （2）美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- （3）（2）の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
- （4）（2）の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

- (5)(2) の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- (6)(1) の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- (7)(2) から (5) までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。
- (8)(2) から (5) までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (9) 上記 (1) から (8) の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

国立美術館本部、東京国立近代美術館

担当部署 総務課総務係（本部）

庶務課庶務係（東京国立近代美術館）

T E L 0 3 - 3 2 1 4 - 2 5 8 2

F A X 0 3 - 3 2 1 4 - 2 5 7 7

国立西洋美術館

担当部署 庶務課庶務係

T E L 0 3 - 3 8 2 8 - 5 1 4 2

F A X 0 3 - 3 8 2 8 - 5 1 3 5

【機関等名】

国立博物館（本部事務局）

東京国立博物館

九州国立博物館（仮称）設立準備室

【所在地等】

（本部事務局）

郵便番号 110 - 8712

所在地 台東区上野公園13 - 9

T E L 03 - 3822 - 1577

F A X 03 - 3821 - 9680

U R L <http://www.NatMus.jp/>

（東京国立博物館）

郵便番号 110 - 8712

所在地 台東区上野公園13 - 9

T E L 03 - 3822 - 1111

F A X 03 - 3827 - 8504

U R L <http://www.tnm.jp/>

（九州国立博物館（仮称）設立準備室）

郵便番号 110 - 8712

所在地 台東区上野公園13 - 9

T E L 03 - 3822 - 1574

F A X 03 - 3822 - 1575

U R L <http://www.kyuhaku.com/pr/>

【設置根拠】

独立行政法人国立博物館法（平成11年12月22日法律第178号）

【所掌事務】

- （1）博物館を設置すること。
- （2）有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- （3）（2）の業務に関連する調査及び研究を行うこと。
- （4）（2）の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- （5）（2）の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業

を行うこと。

(6)(1)の博物館を有形文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。

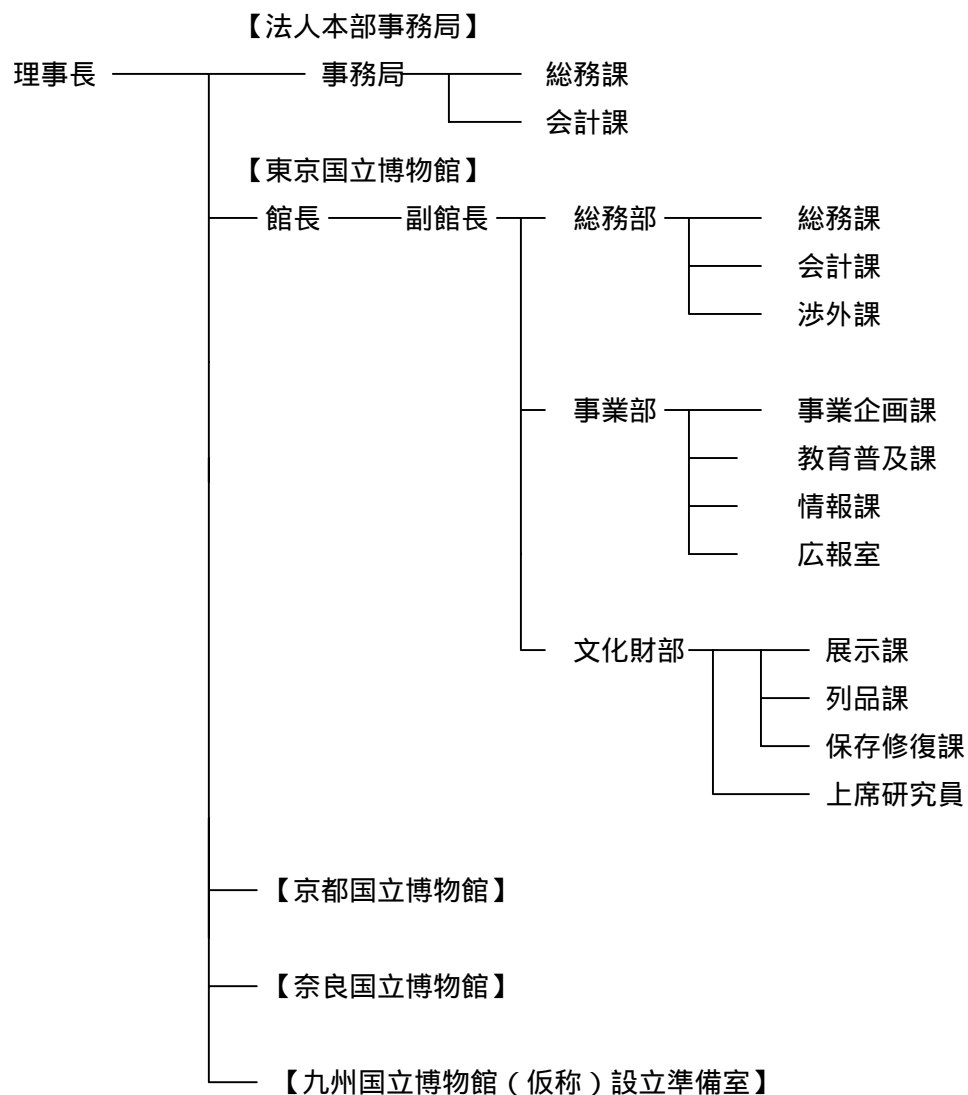
(7)(2)から(5)までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。

(8)(2)から(5)までの業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(9)(1)から(8)の業務に附帯する業務を行うこと。

国立博物館は、上記の業務のほか、上記の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は上記(1)の博物館をこれらの利用に供することができる。

【組 織】



【情報開示請求窓口】

(東京国立博物館)

担当部署 本部事務局総務課企画管理室企画係
東京国立博物館総務部総務課企画調査係
九州国立博物館(仮称)設立準備室庶務係

T E L 03 - 3822 - 1111(代表)

F A X 03 - 3822 - 1113

【その他】

平成 16 年度に九州国立博物館(仮称)が機関設置される。

【機関等名】

東京文化財研究所

【所在地等】

郵便番号 110 - 8713

所在地 台東区上野公園13 - 43

T E L 03 - 3823 - 2244

F A X 03 - 3828 - 2434

U R L <http://www.tobunken.go.jp/>

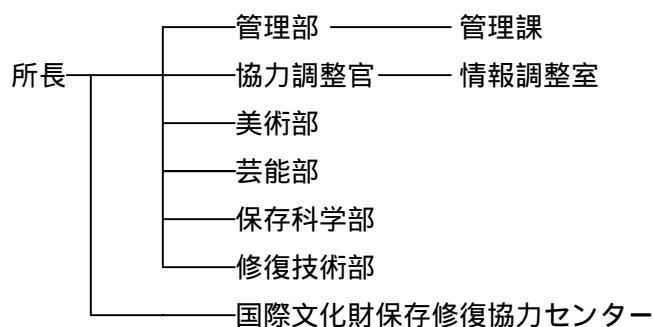
【設置根拠】

独立行政法人文化財研究所法（平成11年12月22日法律第179号）

【所掌業務】

- (1) 文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- (2) (1) の調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。
- (3) 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) (1) から(3) の業務に関し、地方公共団体並びに文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設（以下「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- (5) (1) から(3) までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- (6) (1) から(5) の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 管理部管理課

T E L 0 3 - 3 8 2 3 - 2 2 4 4

F A X 0 3 - 3 8 2 8 - 2 4 3 4

【機関等名】

国立健康・栄養研究所

【所在地】

郵便番号 162 - 8636

所在地 新宿区戸山1丁目23番1号

T E L 03 - 3203 - 5721

F A X 03 - 3202 - 3278

U R L <http://www.nih.go.jp/eiken/>

【設置根拠】

独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成11年12月22日法律第180号）

【所掌事務】

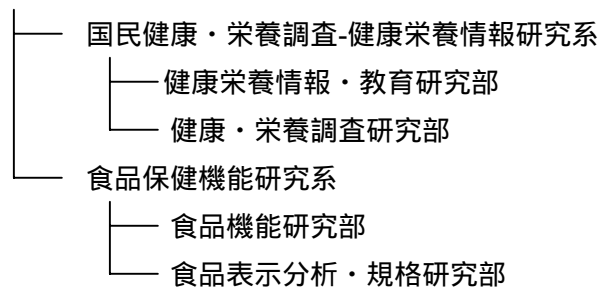
- （1）国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。
- （2）国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。
- （3）食品について栄養生理学上の試験を行うこと。
- （4）上記（1）から（3）に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

研究所は、上記の業務のほか、次の業務を行う。

- （1）健康増進法第10条第2項の規定に基づき、国民健康・栄養調査の実施に関する事務を行うこと。
- （2）健康増進法第24条第3項（同法第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第26条第1項の規定による許可又は同法第29条第1項の規定による承認を行うについて必要な試験を行うこと。
- （3）健康増進法第27条第5項（同法第29条第2項及び第32条第3項において準用する場合を含む。）の規定により収去された食品の試験を行うこと。

【組織図】





【情報開示請求窓口】

担当部署 事務部 庶務課 総務係

T E L 03 - 3203 - 5721

F A X 03 - 3202 - 3278

【機関等名】

産業安全研究所

【所在地等】

郵便番号 204 - 0024

所在地 清瀬市梅園1 - 4 - 6

T E L 0424 - 91 - 4512

F A X 0424 - 91 - 7846

U R L <http://www.anken.go.jp/>

【設置根拠】

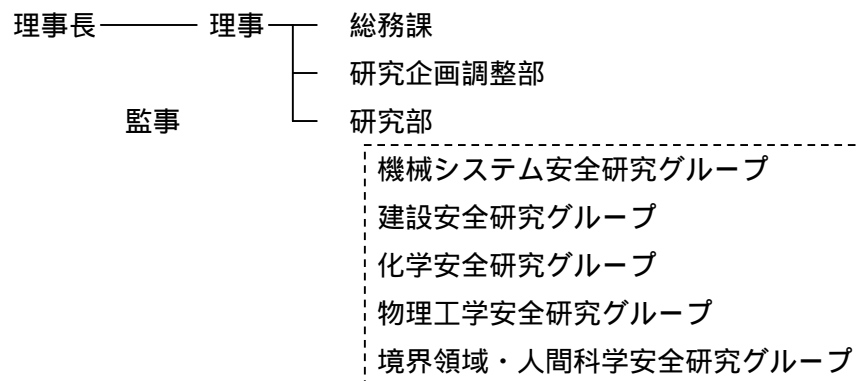
独立行政法人産業安全研究所法（平成11年12月22日法律第181号）

【所掌事務】

（1）事業場における災害の予防に関する調査及び研究を行うこと。

（2）（1）の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織図】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0424 - 91 - 4512

F A X 0424 - 91 - 7846

【機関等名】

農薬検査所

【所在地等】

郵便番号 187-0011

所在地 小平市鈴木町2-772

T E L 0 4 2 - 3 8 3 - 2 1 5 1

F A X 0 4 2 - 3 8 3 - 6 9 5 5

U R L <http://www.acis.go.jp/>

【設置根拠】

独立行政法人農薬検査所法（平成11年12月22日法律第187号）

【所掌事務】

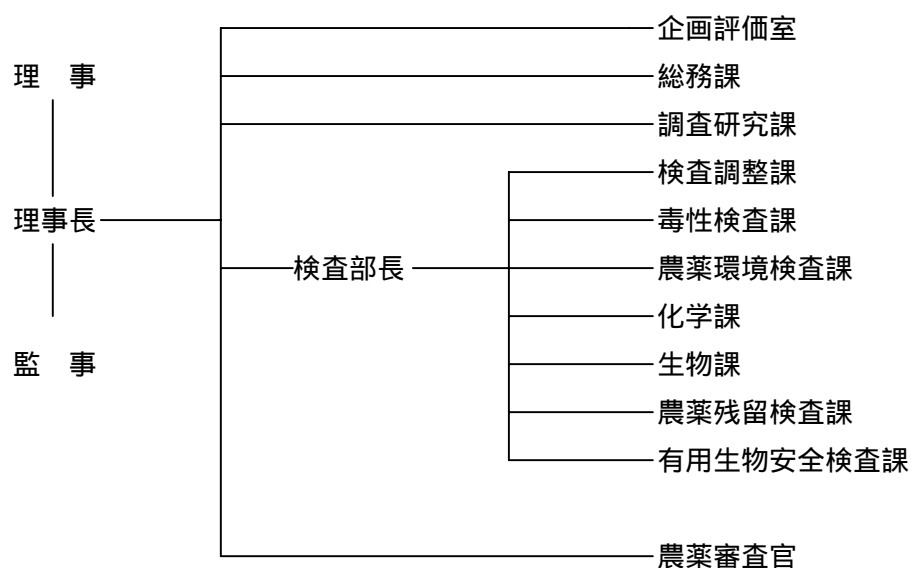
(1) 農薬の検査を行うことにより、農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図ることを目的とし、次の業務を行う。

イ 農薬の検査を行うこと。

□ 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 検査所は、前項の業務のほか、農薬取締法第 1 3 条の 2 第 1 項の規定による集取及び立入検査並びに同法第 1 5 条の 3 第 2 項の規定による立入検査を行う。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課又は企画評価室

T E L 0 4 2 - 3 8 3 - 2 1 5 1

F A X 0 4 2 - 3 8 3 - 6 9 5 5

【機関等名】

農業者大学校

【所在地等】

郵便番号 206 - 0021

所在地 多摩市連光寺3 - 23 - 1

T E L 042 - 375 - 8511

F A X 042 - 374 - 0615

U R L <http://www.farmers.ac.jp/>

【設置根拠】

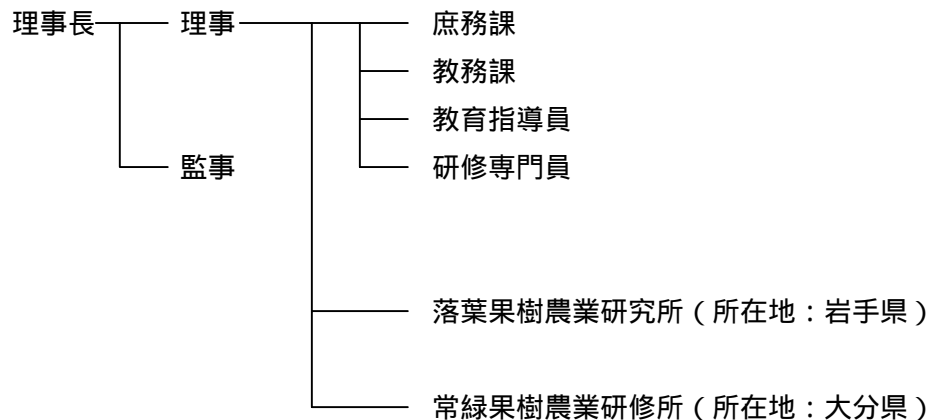
独立行政法人農業者大学校法（平成11年12月22日法律第188号）

【所掌事務】

（１）青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術の教授を行うこと。

（２）（１）の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 庶務課

T E L 042 - 375 - 8511

F A X 042 - 374 - 0615

【機関等名】

森林総合研究所多摩森林科学園

【所在地等】

郵便番号 193 - 0843

所在地 八王子市甘里町1833 - 81

T E L 0426 - 61 - 1121

F A X 0426 - 61 - 5241

U R L <http://www.ffpri-tmk.affrc.go.jp/>

【設置根拠】

独立行政法人森林総合研究所法（平成11年12月22日法律第198号）

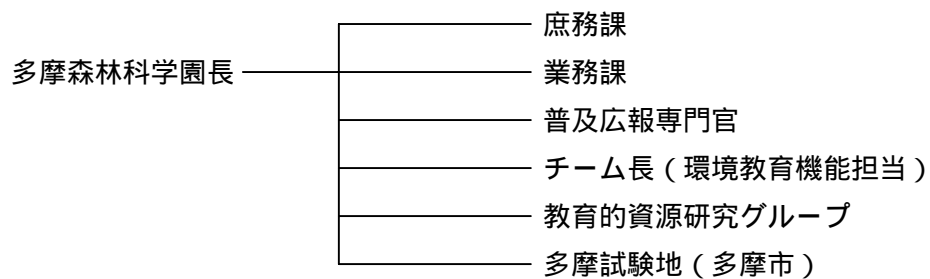
【所掌事務】

（1）森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。

（2）森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。

（3）前記（1）、（2）の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織図】



【情報開示請求窓口】

担当部署 庶務課庶務係

T E L 0426 - 61 - 1121

F A X 0426 - 61 - 5241

【機関等名】

経済産業研究所

【所在地等】

郵便番号 100 - 8901

所在地 千代田区霞が関1 - 3 - 1

T E L 03 - 3501 - 1363

F A X 03 - 3501 - 8577

U R L <http://www.rieti.go.jp/jp/index.html>

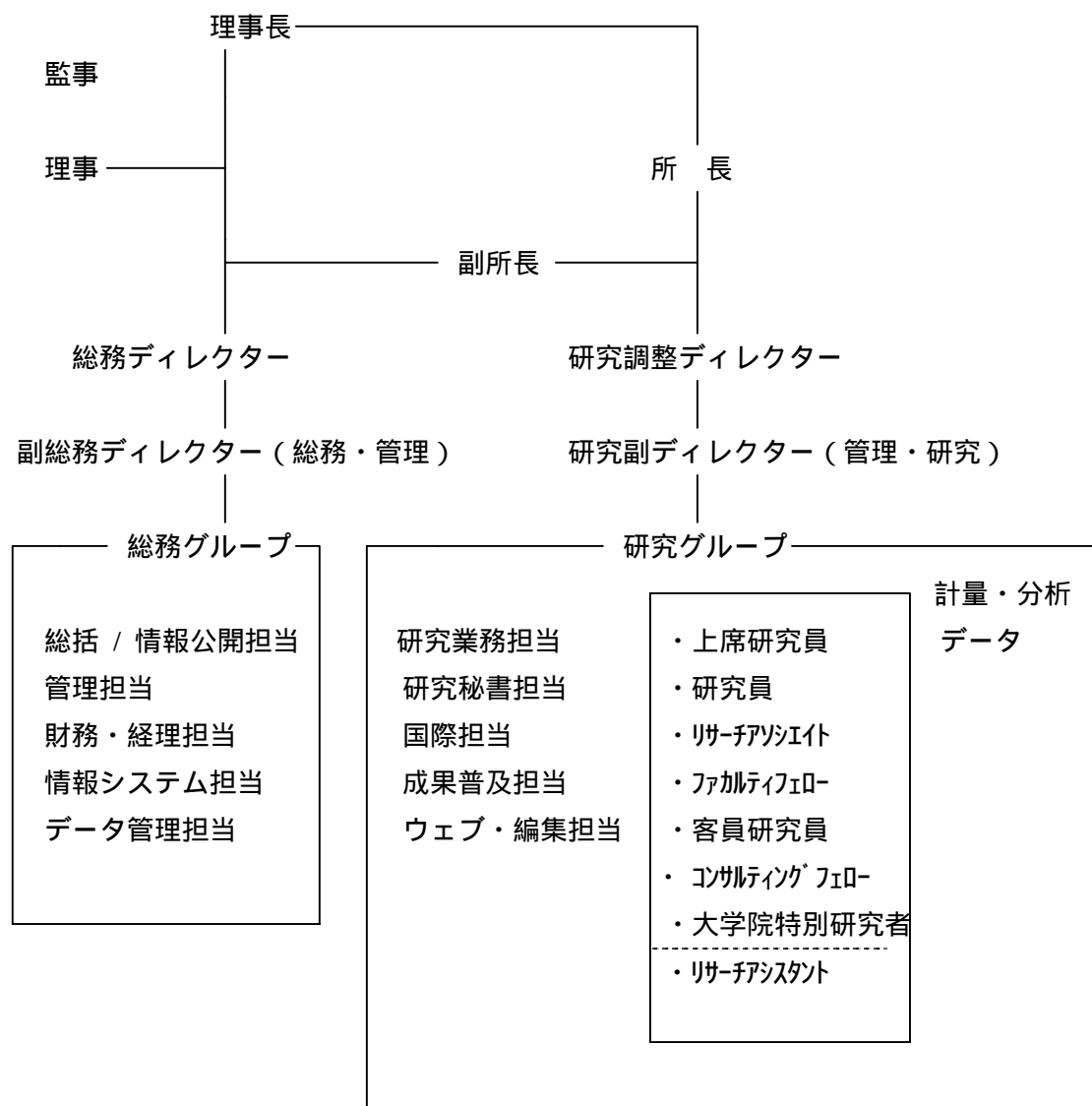
【設置根拠】

独立行政法人経済産業研究所法（平成11年12月22日法律第200号）

【所掌事務】

- (1) 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- (3) 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- (4) (1)から(3)の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織図】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務グループ情報公開担当

T E L 03 - 3501 - 1363

F A X 03 - 3501 - 8577

【機関等名】

工業所有権総合情報館

【所在地等】

郵便番号 100-0013

所在地 千代田区霞が関3-4-3特許庁2階

T E L 03-3501-5765

F A X 03-3580-6956

U R L <http://www.ncipi.go.jp/>

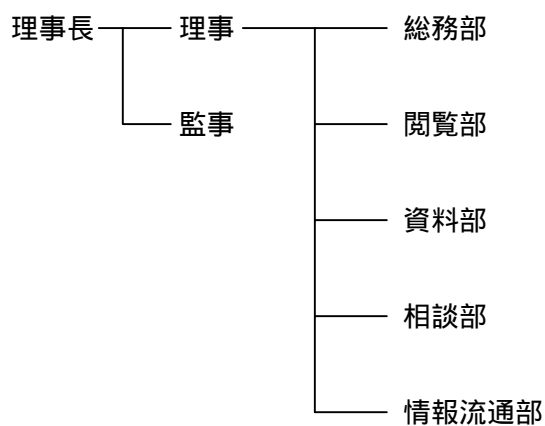
【設置根拠】

独立行政法人工業所有権総合情報館法（平成11年12月22日法律第201号）

【所掌事務】

- (1) 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、陳列し、及びこれらを閲覧させ、又は観覧させること。
- (2) 審査、審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、保管し、及びこれらを閲覧させること。
- (3) 工業所有権に関する相談に関すること。
- (4) 工業所有権に関する情報の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- (5) (1)から(4)の業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 情報公開閲覧室

T E L 0 3 - 3 5 0 1 - 5 7 6 5

F A X 0 3 - 3 5 8 0 - 6 9 5 6

【機関等名】

日本貿易保険

【所在地等】

郵便番号 101 - 8359

所在地 千代田区西神田3 - 8 - 1 千代田ファーストビル

T E L 03 - 3512 - 7650

F A X 03 - 3512 - 7660

U R L <http://www.nexi.go.jp/>

【設置根拠】

貿易保険法（昭和25年3月31日法律第67号）

【所掌事務】

（1）日本貿易保険は、第5条の目的を達成するため、次の業務を行う。

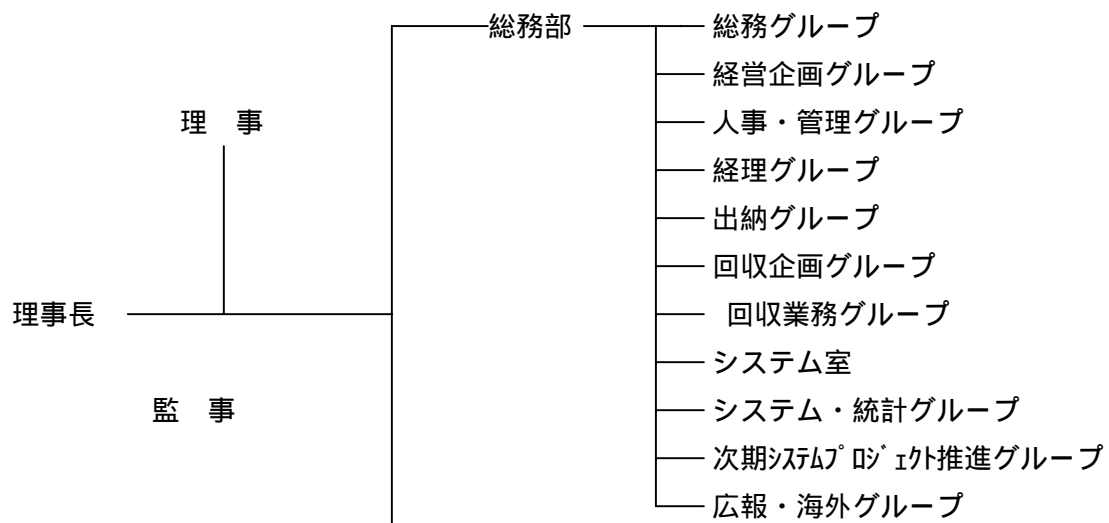
イ 次章の規定による貿易保険の事業を行うこと。

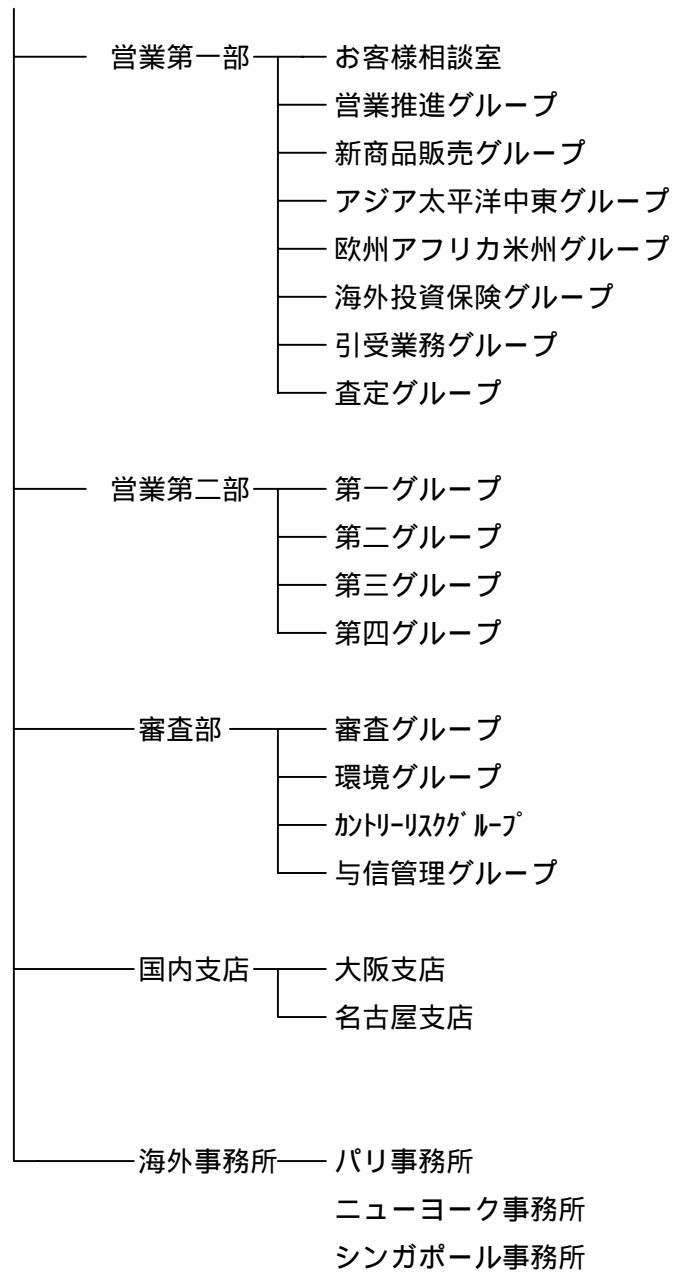
ロ イの業務に附帯する業務を行うこと。

（2）日本貿易保険は、（1）の業務のほか、（1）の業務の遂行に支障のない範囲内で、貿易保険によりてん補される損失と同種の損失についての保険（再保険を含む。）の事業を行う国際機関、外国政府等又は外国法人を相手方として、これらの者が負う保険責任につき再保険を引き受けることができる。

（3）（2）の規定により日本貿易保険が引き受ける再保険の再保険料率は、（1）の業務の健全な運営に支障を生ずることのないように定めなければならない。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部人事・管理グループ

T E L 03 - 3512 - 7656

F A X 03 - 3512 - 7660

【機関等名】

産業技術総合研究所

【所在地等】

郵便番号 100 - 8921

所在地 千代田区霞が関1 - 3 - 1

T E L 03 - 5501 - 0900

F A X 03 - 5501 - 0855

U R L <http://www.aist.go.jp/>

【設置根拠】

独立行政法人産業技術総合研究所法（平成11年12月22日法律第203号）

【業務】

（1）鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。

（2）地質の調査を行うこと。

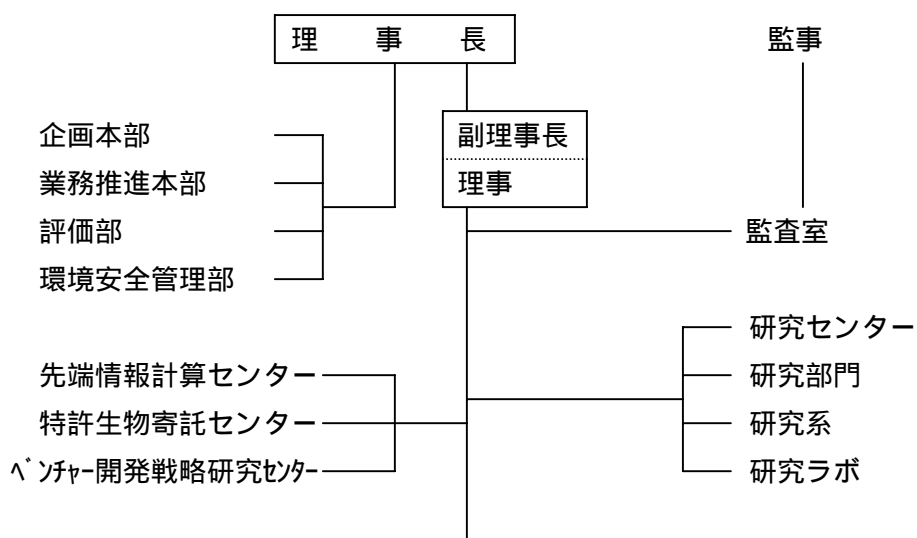
（3）計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。

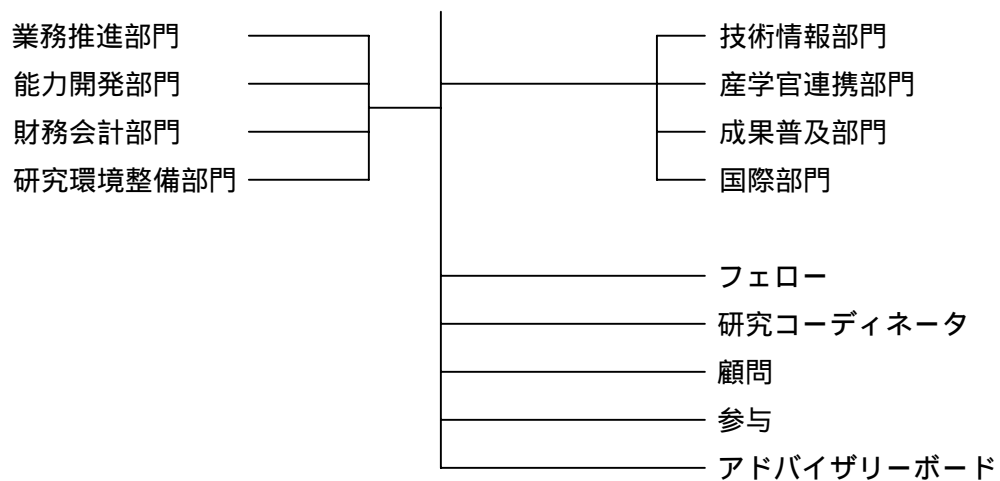
（4）（1）から（3）の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。

（5）（1）から（4）の業務に附帯する業務を行うこと。

（6）上記の業務のほか、計量法 第148条第1項及び第2項の規定による立入検査を行うこと。

【組織】





【情報開示請求窓口】

担当部署 企画本部情報公開推進室

T E L 03 - 5501 - 2782

F A X 03 - 5501 - 0855

【機関等名】

製品評価技術基盤機構

【所在地】

郵便番号 151 - 0066

所在地 渋谷区西原2 - 49 - 10

T E L 03 - 3481 - 1921

F A X 03 - 3481 - 1920

U R L <http://www.nite.go.jp/>

【設置根拠】

独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年12月22日法律第204号）

【所掌事務】

- （1）工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。
- （2）工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- （3）工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。
- （4）（1）の評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。
- （5）（1）から（4）の業務に附帯する業務を行うこと。

機構は、上記の業務のほか、次の業務を行う。

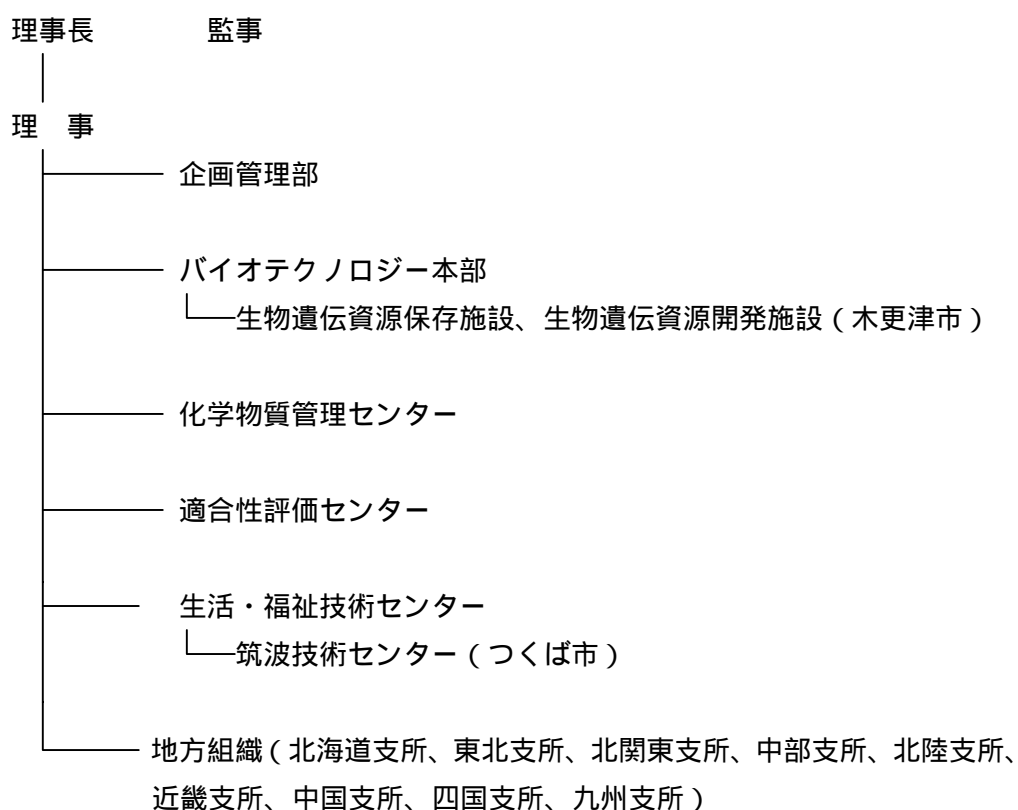
- イ 工業標準化法第22条第1項（第25条第3項において準用する場合を含む。）第38条第1項及び第52条第1項の規定による立入検査並びに第25条の4第1項第5号、第40条第1項第9号及び第54条第1項第8号の規定による検査
- ロ ガス事業法第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- ハ 電気用品安全法第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- ニ 家庭用品品質表示法第19条第1項の規定による立入検査
- ホ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- ヘ 消費生活用製品安全法第30条第1項第8号の規定による検査並びに第84条第1項及び第2項の規定による立入検査

ト 計量法第 1 4 8 条第 1 項 及び第 2 項の規定による立入検査（同法第 1 4 4 条第 1 項に規定する認定事業者に対するものを除く。）

チ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第 3 0 条第 5 項 の規定による立会い及び第 3 3 条第 1 項 の規定による立入検査、質問又は収去

リ 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律第 3 7 条第 4 項 の規定による立入検査又は質問

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 情報公開相談室

T E L 0 3 - 3 4 8 1 - 2 0 6 3

F A X 0 3 - 3 4 8 1 - 1 9 2 0

【機関等名】

交通安全環境研究所

【所在地】

郵便番号 182 - 0012

所在地 調布市深大寺東町7 - 42 - 27

T E L 0422 - 41 - 3203

F A X 0422 - 42 - 0815

U R L <http://www.ntscl.go.jp/>

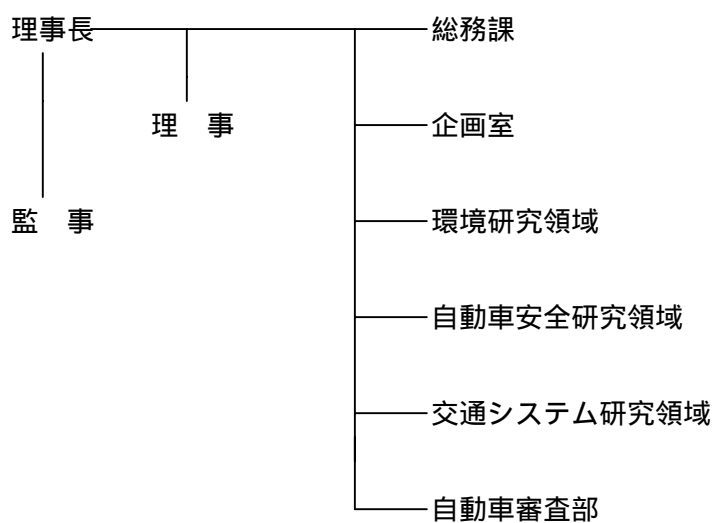
【設置根拠】

独立行政法人交通安全環境研究所法（平成11年12月22日法律第207号）

【所掌事務】

- (1) 運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (3) (1)に掲げる技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) 道路運送車両法第75条の4第1項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が同法第46条に規定する保安基準に適合するかどうかの審査を行うこと。
- (5) (1)から(4)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課

T E L 0 4 2 2 - 4 1 - 3 2 0 3

F A X 0 4 2 2 - 4 2 - 0 8 1 5

【機関等名】

海上技術安全研究所

【所在地等】

郵便番号 181-0004

所在地 三鷹市新川6-38-1

T E L 0422-41-3005

F A X 0422-41-3247

U R L <http://www.nmri.go.jp>

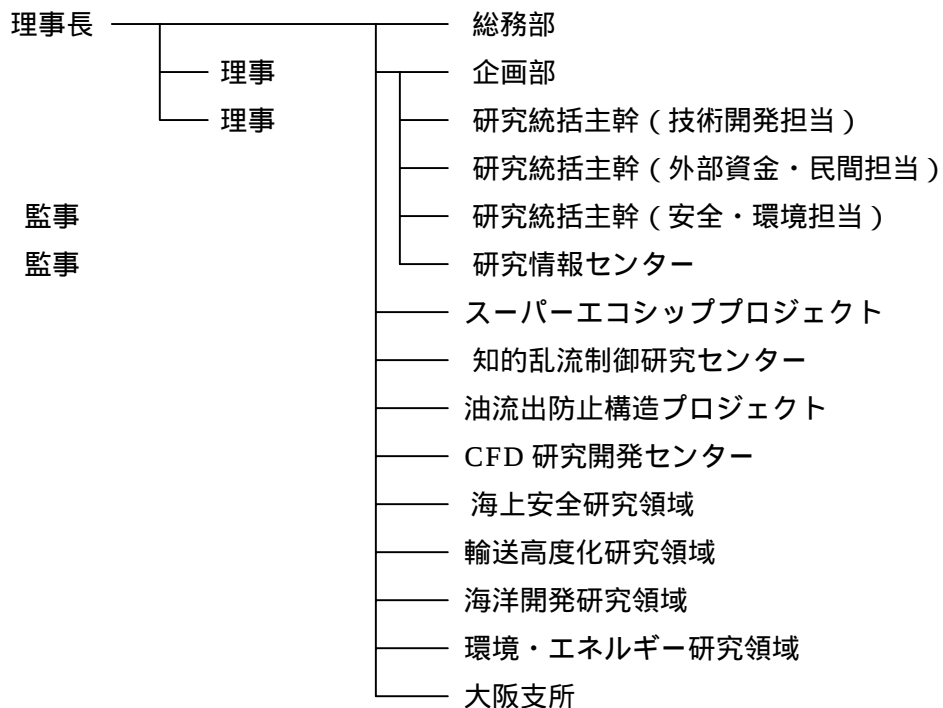
【設置根拠】

独立行政法人海上技術安全研究所法（平成11年12月22日法律第208号）

【所掌事務】

- (1) 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (3) (1)の技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) (1)から(3)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【組織図】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務部総務課情報公開窓口

T E L 0 4 2 2 - 4 1 - 3 0 1 5

F A X 0 4 2 2 - 4 1 - 3 0 2 6

【機関等名】

電子航法研究所

【所在地等】

郵便番号 182 - 0012

所在地 調布市深大寺東町7 - 42 - 23

T E L 0422 - 41 - 3165

F A X 0422 - 41 - 3169

U R L <http://www.enri.go.jp/>

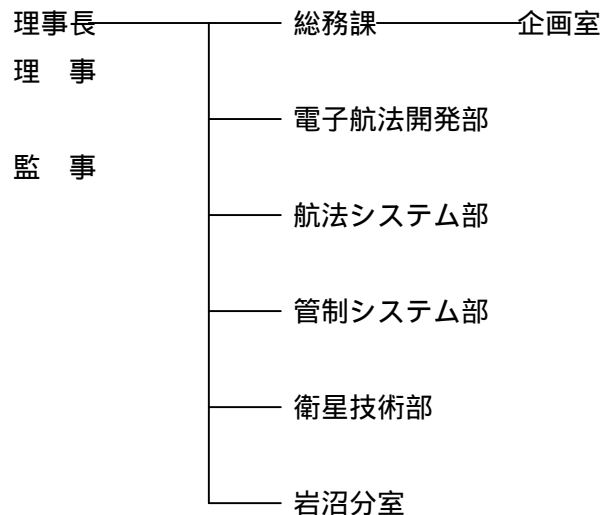
【設置根拠】

独立行政法人電子航法研究所法（平成11年12月22日法律第210号）

【所掌事務】

- (1) 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- (2) (1)に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (3) 電子航法に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- (4) (1) から (3) に掲げる業務に附随する業務を行うこと。

【組織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 総務課総務係

T E L 0422 - 41 - 3165

F A X 0422 - 41 - 3169

【機関等名】

自動車検査独立行政法人

- ・ 関東検査部
- ・ 練馬事務所
- ・ 足立事務所
- ・ 八王子事務所
- ・ 多摩事務所

【所在地等】

郵便番号 160 - 0003

所在地 新宿区塩町8 - 2 住友生命四谷ビル4F

T E L 03 - 5363 - 3441

F A X 03 - 5363 - 3347

U R L <http://www.navi.go.jp/>

(検査部・事務所)

区 分	郵便番号	所 在 地	T E L F A X
関東検査部	140-0011	品川区東大井1 - 12 - 17	03-5796-0291 03-5796-0292
練馬事務所	179-0081	練馬区北町2 - 8 - 6	03-5921-0801 03-3931-5897
足立事務所	192-0011	足立区南花畑5 - 12 - 1	03-5831-3666 03-3884-1811
八王子事務所	192-0011	八王子市滝山町1 - 270 - 2	0426-96-5405 0426-91-6315
多摩事務所	186-0001	国立市北3 - 30 - 3	042-548-8215 042-523-2263

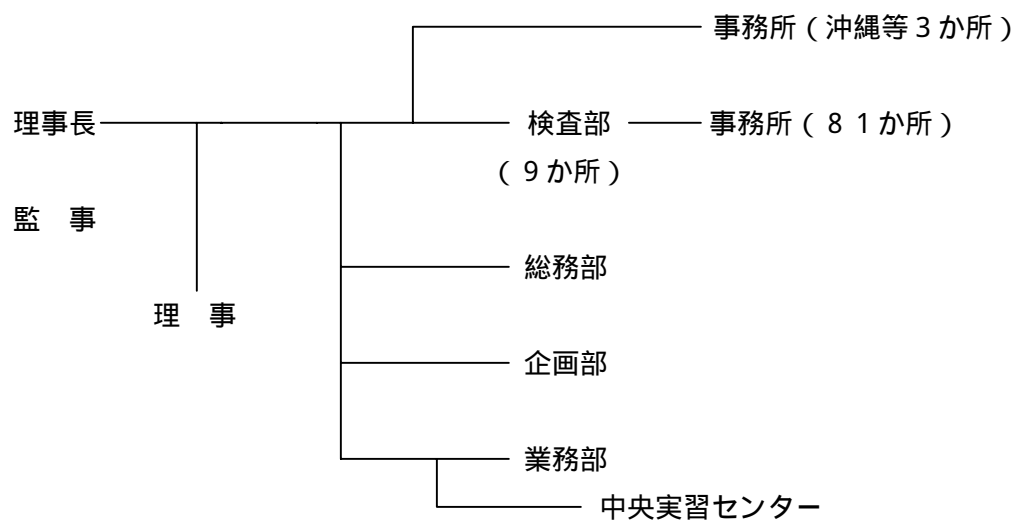
【設置根拠】

自動車検査独立行政法人法（平成11年12月22日法律第218号）

【所掌事務】

- (1) 自動車保安基準に適合するかどうかの審査（道路運送車両法第75条の4第1項に基づくものを除く。）を行うこと。
- (2) (1) に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【組 織】



【情報開示請求窓口】

担当部署 自動車検査独立行政法人

T E L 0 3 - 5 3 6 3 - 3 4 4 1

F A X 0 3 - 5 3 6 3 - 3 3 4 7